

1 国際協力銀行の統合ガイドラインに関する研究会の提言
2 (ドラフティンググループによる案)
3 2001.4.27
4

5 1. はじめに
6

7 (ドラフティンググループメモ: 検討経緯、報告書の位置づけ、提言の活用に関する期待、
8 OECD/ECGとの関係、今後の取り組みを1~2ページ程度書いてはどうか)
9

10 2. 国際協力銀行の環境ガイドラインのありかた
11

12 本研究会としては、国際協力銀行の統合した環境ガイドラインは、基本的に以下の
13 ように作成されることが望ましいと考える。

- 14 1) これまで様々な国や国際社会で培われてきた、環境社会配慮に関する経験や成
15 果を取り入れつつ作成すべきである。
- 16 2) 国際金融等業務及び海外経済協力業務についてなるべく統合的に扱えるよう、
17 共通と思われる事項にそって作成することを基本とする。
- 18 3) なるべく具体的に、方針、手続、基準を明示すべきである。ただし、これまで
19 に国際的に基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はその
20 ようにする。
- 21 4) 借入人や事業者等に義務づけることが困難であるが、勧奨することが望ましい
22 ことは、ガイドラインの中でグッドプラクティスとして、できる限り明示すべ
23 きである。
24

25 3. 国際協力銀行の環境ガイドラインの構成と内容
26

27 本章では、前章で示した基本的考え方に基づき、本研究会が望ましいと考える、統
28 合した環境ガイドラインの構成及び内容をできる限り具体的に示してみたい。細部
29 については、検討が残されているところがあるが、銀行が研究会の検討の趣旨を踏まえ
30 つつ、具体的な策定作業を行うことを期待する。

31 3.1 「まえがき」

32 「まえがき」において、国際的に認められた環境社会配慮（社会に関する配慮も含
33 む。以下同じ）に関する規範（国際条約等）を引きつつ、ガイドラインの策定にあた
34 った銀行の姿勢を宣言する部分をおくことが適当である。

35 まえがきには以下のようなことが記述されるべきである。
36

37 「まえがき」

- 38 ● 国際協力銀行は、国際的に合意され、我が国政府が支持をしている、「持
39 続可能な発展」の考え方、環境に関する原則、条約、協定、並びに、人
40 権の尊重に関する原則、条約、協定に沿って融資等の業務を行う。
- 41 ● 国際協力銀行は、これを具体的に実施していくための具体的な政策、手
42 続、基準を明らかにするため、本環境ガイドラインを定め、公表し、ま

1 た、銀行の融資等を受けようとするものに周知し、その実施を図るもの
2 である。

3 融資等と述べているのは、国際協力銀行の輸出信用業務、アンタイドローン、円借
4 款、海外投融資等すべての投融資事業を対象とすることを想定している。

5 なお、出資については、投融資と異なり、国際協力銀行が対象案件の運営に直接参
6 画するものであり、環境社会配慮に関し銀行はより重い責任と役割を有するものと考え
7 えられる。出資案件に関する意思決定プロセスは投融資のそれと異なるが、本ガイド
8 ラインの手續に準じて、環境レビューや情報公開等が行われるべきであり、その旨ガ
9 イドラインで明らかにしておくことが必要である。

10 人権の尊重に関する原則、条約、協定には、ウィーン宣言及び行動計画、国際人権
11 規約、国連人権機関の諸勧告、女性差別撤廃条約、北京行動綱領、ILO条約等が相当す
12 る。

13 14 3.2 「環境社会配慮の方針」

15 ガイドラインでは、国際協力銀行の環境社会配慮の方針を明らかにすることが必要
16 であろう。

17 研究会での議論を踏まえ、具体的には、方針として以下をあげることが望ましい。

18 19 「国際協力銀行の環境社会配慮の方針」

- 20 ● 国際協力銀行は、銀行が融資等を行う事業が環境や地域社会に与える影
21 響を回避または低減し、受け入れることのできないような影響をもたら
22 すことがないように、さまざまな手段(measures)を活用し、もって持続可
23 能な発展に寄与する。
- 24 ● 国際協力銀行は、この一環として、銀行が融資等を行う事業が環境社会
25 配慮の観点から満たさねばならない要件を本ガイドラインで明記し、融
26 資等を意思決定するに際し、環境レビューによりこれを確認する。
- 27 ● 国際協力銀行は、融資等を受けた事業が本ガイドラインで示す環境社会
28 配慮の要件を満たすよう、融資契約等を通じて確保する。
- 29 ● 国際協力銀行は、融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境
30 社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働き
31 かけを行う。
- 32 ● 案件の準備・形成の段階から国際協力銀行が関与する場合、適切な環境
33 社会配慮がなされるよう、国際協力銀行は、なるべく早期段階から関係
34 者に働きかける。
- 35 ● 国際協力銀行は、このような環境社会配慮を達成するためには、透明性
36 とアカウントビリティを確保したプロセス及び、全ての地域住民等の
37 ステークホルダーの参加が重要であることに留意する。
- 38 ● 国際協力銀行は、開発途上国の持続可能な発展を支援するに当たり適切
39 と認める場合には、借入人等の行う環境社会配慮を支援する。
- 40 ● 国際協力銀行は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう、常
41 に留意し、その組織体制、実施能力の拡充に努める。

42
43 なお、現在の国際金融等業務のガイドラインにあるように、環境案件に対する積極

1 的な取り組みを位置づけるべきという考え方もあるが、研究会では政策内容まで踏み
2 込んだ検討をしておらず、本提言では取り上げていない。

3 3.3 「ガイドラインの目的」

4 ガイドラインの目的を明示する必要があると思われる。

5 具体的には、以下の2つの要素を目的として明示すべきであろう。

6 **「本ガイドラインの目的」**

7
8
9 1) 融資等の対象となる事業の環境社会配慮上の要件やグッドプラクティス
10 を示すことにより、銀行の融資等を受けようとする事業者、借入人等に
11 適切な環境社会配慮の実施を促すこと。

12 2) 国際協力銀行が、融資等を通じて行う環境社会配慮の手続き（融資決定
13 前、融資決定後を含む）及び、判断に当たっての基準を示すこと。

14 15 3.4 「対象事業に求められる環境社会配慮」

16 環境社会配慮は、第一義的に事業者の責務であることを踏まえ、

17 1) 国際協力銀行として、対象事業が満たすべき環境社会配慮上の要件
18 (requirement)を具体的に示す。

19 2) 借入人や、借り入れた資金を使って事業を行う者は、事業がこれらの要件を満
20 たすことを国際協力銀行に示さねばならない

21 3) 国際協力銀行は、融資等の意思決定を行うに際して、事業がこれらの要件を満
22 たすと判断することが必要である。

23 とすることが、双方の責任が明確化して望ましい。

24 また、要件を明確化しておくことで、事業等を検討する者が予め準備をできると思
25 われる。

26 事業が満たすべき要件や考え方は、基本的なものであり、国際金融等業務と海外経
27 済協力業務の両業務の形態によらず共通であると考えられる。

28 具体的には、国際的な条約や協定、既存のガイドラインや国際機関等のガイドラ
29 インをベースに検討すると、ガイドラインに以下のような記述を設けることが適当であ
30 る。

31 **「対象事業に求められる環境社会配慮」**

32
33 国際協力銀行の融資等を受けようとする事業（以下、事業という）に対して
34 は、環境社会配慮に関し、一般的に以下を満たすことを要求する。

- 35
36 ● 国際協力銀行は、銀行が支援する事業が環境や地域社会に受け入れるこ
37 とのできないような影響をもたらすことがないよう、以下に示す考え方
38 に基づき、事業の性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていること
39 を事業に要求する。

40 （基本的事項）

- 事業は、その計画段階で、事業がもたらす環境及び社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・低減するような代替案や緩和策を検討し、その結果を事業計画に統合しなければならない。
- このような検討は、事業の経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。
- このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われる案件については、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。

(対策の検討)

- 事業による望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお、影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。
- 計画内容に関する対策とともに、モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制が示されていなければならない。特に影響が大きい案件については、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。

(検討する影響の範囲)

- 調査・検討すべき環境及び社会への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的移住、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利等)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。
- 調査・検討すべき影響は、事業の直接的な即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的な二次的な影響も含む。また、事業のライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。

(法令、基準、計画等との整合)

- 事業は、事業の実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。
- 事業は、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない(ただし、事業が、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

(社会的合意及び社会影響)

- 事業は、情報の公開をするなどの方法により、それが計画されている地域において社会的合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境社会に与える影響が大きいと考えられる事業については、情報が事前に公開され、地域住民等のステークホルダーとの十

1 分な協議を経ていることが必要である。

- 2 ● 女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一
3 般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意
4 思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされ
5 ていなければならない。

6 (非自発的移住)

- 7 ● 非自発的移住及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努
8 めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、
9 影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性
10 ある対策が講じられなければならない。
- 11 ● 非自発的移住及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補
12 償及び支援が、適切な時期に与えられなければならない。十分な補償及
13 び支援とは、生活の質を悪化させないという意味にとどまらず、生活の
14 質を向上することも含みうる。これには、土地や金銭による(土地や資
15 産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移住
16 に要する費用等の支援、移住先でのコミュニティ再建のための支援等
17 が含まれる。
- 18 ● 非自発的移住及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリン
19 グには、影響を受ける人々やコミュニティの参加が促進されていなか
20 ればならない。
- 21 ● 事業が先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や
22 条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民の諸権利が尊重さ
23 れるとともに、十分な情報に基づいて先住民の合意が得られるよう努め
24 ねばならない。

26 3.4.2 人権の扱いについて

27 人権についても、要件に含めるべきとの考えがある。銀行の融資等を受ける事業に
28 より人権が侵されることは当然あってはならないとの考えは誰しも一致する。

29 一方、人権は広い基本概念であり、具体的な審査や配慮の対象とするためには、人
30 権の侵害の把握や、影響を見積るためには具体的な指標や基準が必要である。

31 人権の保護に関しては、生命、財産、健康、自由、先住民の権利等に関し、これを
32 脅かさないための様々な法令、基準等があり、また、環境汚染等に関する法規制や基
33 準は生命、健康、財産の保護のためにも策定されているため、これらの法令や基準を
34 遵守することで足りるという考え方もある。

35 国によっては、先住民族の権利保護などの分野で、このような法令、基準が未発達
36 な場合もあるが、このような場合は、国際的合意や、国際機関等で導入されている先
37 住民族への配慮等の社会配慮に関する基準や政策が参考になるう。

38 以上のことから、人権を「持続可能な発展」と同様にとらえて、前文に記述し、事
39 業に求められる環境社会配慮には、個別の具体的基準等について記述するという整理
40 とした。

41 42 3.5 「銀行による環境社会配慮のレビュー」

43 銀行による環境社会配慮のレビューの基本的考え方を、なるべく具体的に明らかに
44 しておくことが望ましい。

1 なお、ここで「環境審査」でなく「環境レビュー」を用語とした理由は、国際金融
2 等業務と海外経済協力業務では「審査」の意味が異なるので混乱を避けるためである。
3 （前者では、審査は融資担当部局からの融資等の提案に対し厳正にリスク評価を行う
4 という意味で使われ、後者では、途上国等の借入人等からの融資等の要請に対し、意
5 思決定を行うという意味で使われる。）

6 具体的には、以下のような記述が適当である。

7 8 **「銀行による環境社会配慮のレビュー」**

9 （基本的事項）

- 10 ● 国際協力銀行は、融資等を行おうとする事業について、その環境社会配
11 慮についてのレビュー（以降、環境レビューという）を行い、その結果
12 を、銀行が融資等を行うかどうかの判断に反映する。
- 13 ● 環境レビューでは、1）本ガイドラインに照らし、事前に適切かつ十分
14 な環境社会配慮がなされているか、また、2）事業者や相手国政府の準
15 備状況、経験、実施能力、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が
16 融資等の決定後も適切に実行されうかどうかを確認する。
- 17 ● 国際協力銀行は、案件の財務面、経済面、技術面の審査を行う際、環境
18 レビューを密接不可分に行う。
- 19 ● 国際協力銀行は、環境レビューの結果、環境社会配慮が不十分であると
20 判断した場合は、融資等を実施しないこともありうる。

21 （環境レビューに要する情報）

- 22 ● 環境レビューに必要な情報は、基本的に借入人等から提供される必要が
23 ある。
- 24 ● 国際協力銀行は、必要に応じ、借入人等に対し追加的な情報の提供を求
25 める場合がある。
- 26 ● 国際協力銀行は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府
27 及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、NGO等の第3者か
28 ら提供される情報の重要性を認識し、これらも活用して環境レビューを
29 行う。
- 30 ● カテゴリAの案件に関しては、対象国の環境アセスメント制度における
31 地域住民等のステークホルダーの関与、情報公開等の確保の状況につい
32 てレビューを行う。
- 33 ● 国際協力銀行は、必要に応じ事業予定サイトへの実査等により環境情報
34 の確認を行うことがある。特に環境・社会への影響の大きい案件につい
35 ては、必要に応じて環境・社会に専門性を有する者による現地確認を行
36 う。
- 37 ● 国際協力銀行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求めることがある。
- 38 ● 特に影響が重大と思われる案件や、異論の多い案件については、レビ
39 ューの質とアカウンタビリティを向上するため、専門家からなる委員会を
40 設置し、その意見を求めることができる。

41
42 なお、このような委員会については、公開を原則とすべきであることをガイドライ
43 ンで明記すべきという意見と、公開とするのは不適切であるとの意見があり、研究会
44 での結論は出ていない。なお、これに関し、既にオランダでは、国内事業案件及び開

1 発援助案件とともに、専門のEIA委員会が公開レビューを実施しており、成果をあげてい
2 るとの指摘がある。

3.6 「環境レビューの基準」

5 国際協力銀行が、環境レビューを行う際の基準について明らかにする必要がある。

6 相手国の法令等に基づく基準が有る場合、事業がこれを遵守することは当然である。
7 このような基準が無い場合や、ある場合であっても適切でない場合は、我が国のよう
8 な先進国、国際機関、地域機関等が作成している基準や考え方を参照して、案件ごと
9 に検討すべきと考えられる。このような基本的考え方は、現在のガイドラインでもと
10 られている考え方である、

11 世界銀行は、このような考え方を基本としつつ、世界銀行自らが望ましいと考える
12 基準や対策水準について、豊富なハンドブック、マニュアル、グッドプラクティス等
13 で明らかにし、推奨している。

14 国際協力銀行の場合は、自ら基準等を策定するよりも、既存の基準等を活用するこ
15 とを中心することが効率的と考えられる。

16 借入人等の対応を進めるため、参照すべき国際機関等の基準やグッドプラクティス
17 を例示しておくのが適当と考えられる。このような例示は、知見等の進展にあわせ、
18 見直しや追加ができるように、ガイドラインとは別に定めるのが適当と考えられる。

19 相手国の民主化や汚職等のガバナンス 이슈は、環境社会配慮の直接の対象では
20 ないが、周辺情報として重要であり、留意することを明示することが適当である。

21 ガイドラインの記述としては、具体的に以下のように示すことが考えられる。

「環境レビューの基準」として示す事項の例

- 24 ● 環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を
25 満たしているかどうかを国際協力銀行が確認を行うに際しては、原則と
26 して以下のように行う。
- 27 ● 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や社会に関する法令や基準等
28 を遵守しているかどうかを確認し、また、環境や社会に関する政策や計
29 画にそったものであるかどうかを確認する。
- 30 ● さらに、国際協力銀行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、
31 日本等の先進国が定めている基準等をグッドプラクティスとして参照す
32 る。
- 33 ● なお、環境レビューにおいては、国際協力銀行は、事業に関する、ある
34 いは事業をとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重
35 要であることに留意する。

3.7 「環境レビューの手続き」

38 国際協力銀行の環境レビューの手続について、以下の項目についてなるべく明確に
39 述べる必要があると思われる。

- 40 1) スクリーニング
- 41 2) カテゴリ分類毎の環境レビュー

1 3) カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件

2 4) 特殊な案件に関する環境レビュー

3.7.1 「スクリーニング」

5 案件毎の環境レビューの手續と程度を決定するスクリーニングは、

6 1) 事業の種類や規模等からきまる事業の環境・社会への影響の程度

7 2) 事業の対象地域の環境・社会上の特性（脆弱性、感受性）

8 3) 影響予測や対策の困難さ、不確実性等

9 などを元に、環境・社会への影響の可能性を見積もり、これを基準に行われる必要
10 がある。

11 これらは、事業固有の性質であり、国際金融等業務、海外経済協力業務の両業務で
12 差異はないことから統一した基準とできよう。

13 カテゴリ分類において、具体的にどのような要素（影響を受けやすい地域や影響を
14 及ぼしやすい事業種等）を考慮すべきかという点及び典型的な分類事例は、ガイドラ
15 インで別表として示すことが必要であろう。別表は、既存のガイドライン、OECDの勧
16 告及びECGの検討、世界銀行等の事例や考え方を参考として作成されるべきである。

17 スクリーニングは、様々な機関の経験等を踏まえ、具体的に以下のように規定する
18 ことが適当と考えられる。

「スクリーニング」

- 21 ● 国際協力銀行は、案件に関する環境レビューを開始する際に、案件を以
22 下のカテゴリのいずれかに分類（以下、スクリーニングという）する。
23 これ以降の環境レビューは、カテゴリに応じた手續にしたがって実施さ
24 れる。
- 25 ● 国際協力銀行は、スクリーニングに必要な情報を借入人等に提出を求め、
26 この情報の提供があれば、なるべく早期にスクリーニングを行う。
- 27 ● スクリーニングでは、案件の環境・社会への影響について個別に検討し、
28 事業の規模・種類、事業の環境負荷の性質・内容、事業の実施予定地及
29 び周辺地域の環境及び社会の状況、予測や対策の不確実性を勘案する。
- 30 ● スクリーニングの後でも、配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場
31 合など、必要に応じ、国際協力銀行はカテゴリ分類を変更することがあ
32 りうる。

33 カテゴリA：環境・社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つよう
34 な案件はカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、
35 先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリA
36 案件に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設
37 の領域を越えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、
38 影響を及ぼしやすいセクターの案件や、影響を受けやすい地域あ
39 るいはその近傍に立地する案件が含まれる。影響を及ぼしやすい
40 セクターや影響を受けやすい地域の例示一覧を別表に示す。

41 カテゴリB：環境・社会への影響は、カテゴリA案件の案件に比して、小さい
42 と考えられる案件はカテゴリBに分類される。一般的に、影響は

1 サイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、対応方策
2 は容易に準備できる。

3 カテゴリC：環境・社会への影響が最小限かあるいは全くない案件は、カテゴ
4 リCに分類される。

5 カテゴリF I：銀行の融資等が、金融仲介者に対して行われ、銀行の融資後に、
6 金融仲介者が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に
7 行う場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境・社
8 会への影響を持つことが想定される場合、カテゴリF Iに分類さ
9 れる。ただし、金融仲介者による個々のサブプロジェクトへの融
10 資等について、国際協力銀行が本環境ガイドラインを準用して承
11 諾を行う場合を除く。

12

13 (金融仲介者案件について)

14 銀行が金融仲介者に融資し、金融仲介者がサブプロジェクトに融資等を行う案件で
15 も、銀行の融資決定時には、実質的にサブプロジェクトが予定されている案件が多い。
16 このような案件では、予定しているサブプロジェクトの内容にしたがってA～Cのカ
17 テゴリ分類によりレビューを行うこととなる。また、環境社会への影響が大きいよう
18 な案件、すなわち、銀行がAカテゴリに分類するような案件が、金融仲介者により、
19 サブプロジェクトに選定・審査されるような場合でも、当該サブプロジェクトへの融
20 資について銀行の承認を得るように条件付ける場合は、銀行が当該サブプロジェクト
21 の承認に際して、本ガイドラインを適用して環境レビューを行うこととすることが適
22 当である。

23 (銀行の関与が小さい案件について)

24 現行の国際金融等業務のガイドラインのように、銀行の関与が小さく、銀行の環境
25 審査を他の案件と同様に実施することが合理的・効率的でない案件については、スク
26 リーニング以降の環境レビューを省略する方式もある。

27 そのような方式や基準を取り入れる場合、それが環境社会配慮の基本的考え方に照
28 らして、合理的・効率的であるか十分に根拠をもって説明される必要がある。また、
29 環境レビューの過程で、必要に応じカテゴリの変更を行う余地を残すべきである。

30 銀行の関与が小さい場合、そもそも環境ガイドラインの対象としないという考え方
31 もあるが、関与が小さくとも影響が大きな案件もある可能性があり、銀行として適切
32 な環境レビューを行う必要があることから、このような考え方は適当でない。

33 銀行の関与の程度が小さい場合にスクリーニング以降の環境レビューを省略するカ
34 テゴリを設ける場合は以下のような文章が考えられる。

35 カテゴリN：国際金融等業務における融資等の案件のうち、(限定条件を列記)
36 であって、案件に対する銀行の関与が小さく、かつ、銀行が環境
37 レビューを行う意義に乏しいと合理的に考えられる場合、その案
38 件はカテゴリN案件とされる。

39

40 (スクリーニングに必要な情報)

41 スクリーニングの具体的な考え方及び基準に基づき、スクリーニングに際し、借入
42 人等が提出すべき情報のリストあるいは様式を、ガイドラインで示しておくことが望
43 ましい。

3.7.2 「カテゴリ別の環境レビュー」

ガイドラインにおけるカテゴリ別の環境レビューは、国際的動向を踏まえ、具体的に、以下のように行うことが適切である。

「カテゴリ別の環境レビュー」

国際協力銀行は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類にしたがって環境レビューを行う。

カテゴリ A : カテゴリ A プロジェクトの環境レビューは、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境・社会影響について、好ましくない影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策、及び環境パフォーマンスを改善するために必要な方策を含めて、評価する。カテゴリ A プロジェクトについては、借入人等から、本ガイドラインに示す要件を満たした、事業に関する環境アセスメント報告書が提出されなければならない。環境アセスメント報告書の準備は事業者等の責務である。銀行は、環境アセスメント報告書を用いて、環境レビューを行う。

カテゴリ B : カテゴリ B プロジェクトの環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なる。カテゴリ A のレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境・社会影響について、好ましくない影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策、及び環境パフォーマンスを改善するために必要な方策を含めて、評価する。借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続がなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。

カテゴリ C : スクリーニング以降の環境レビューは省略される。

カテゴリ F I : 国際協力銀行の環境レビューの段階では、金融仲介者の融資等の対象となる事業が具体的に特定できないため、金融仲介者が事業に融資等を行うに際して、事業が国際協力銀行の環境社会配慮上の要件を満たすことを金融仲介者がレビューし、保証しなければならない。国際協力銀行は、金融仲介者がそのような手続、能力、体制をもっていることを確認する。

このような金融仲介の対象として、環境への影響が大きい事業が含まれる場合、金融仲介者が事業に融資等を行おうとする毎に、銀行の承認を得ることとするなど、銀行としての適切な措置についての合意を必要とする場合がある。

カテゴリ N を設ける場合は、以下のような記述が適当であろう。

カテゴリ N : スクリーニング以降の環境レビューは省略される。

3.7.3 「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

現在のガイドラインでは、Aカテゴリ案件に求められる環境アセスメント報告書の要件が必ずしも十分示されていないことが指摘されている。

ガイドラインで、世界銀行等を参考として要件を定め、環境レビューでこれを確認することを明らかにすることが適当である。なお、要件は、全てガイドラインの法的要求事項とするのではなく、実現可能性等に照らし、一部をグッドプラクティスとすることも考えられる。

研究会では、カテゴリA案件として求めるべき環境アセスメントは、我が国の環境アセスメント制度や世界銀行のように、スコーピング時期とドラフト作成時の2度に渡る公開協議を必要条件とすべきとの意見があった。また、環境管理計画を含むべきとするなど世界銀行が求めるものと同様の内容とすべきとの意見があった。

一方、国際協力銀行の融資案件への関与は、途上国等において当該国の環境アセスメント制度により環境アセスメントを既に終了している時点であることが多いため、全ての案件を対象として、相手国制度の要求以上のものを必須条件とすることは現実的ではないとの意見があった。

このため、以下の案文では、公開協議は必須であるものとし、スコーピング時期とドラフト作成時の2度にわたる協議等は、望ましい要件とした。

なお、このような環境アセスメント報告書への要件については、事前に、途上国等に対し十分な理解を求める期間をおくなどの配慮が必要と考えられる。

要件としては以下のようなものが考えられる。

「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

- 当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該事業がその対象となる場合、当該事業の環境アセスメント報告書（制度によっては異なる名称の場合もある）は、当該手續を正式に終了し、相手国政府のオーソリティの承認を得たものでなければならない。
- 環境アセスメント報告書は、事業が実施される国及び地域の人々が理解できる言語と様式で書かれていなければならない。
- 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも入手可能でなければならない。
- 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われていなければならない。なお、ここでいう公開協議は、相手国の環境アセスメント制度に従い、住民意見の受け付けにとどまるものから合意形成を行うため協議まで様々なものを含みうる。地域住民等のステークホルダー等と実質的な協議や合意形成がなされているかどうかについては国際協力銀行が環境レビューにおいて確認する。
- 地域住民等のステークホルダーとの協議は、案件の準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特にスコーピング時とドラフト作成時には住民等と協議が行われていることが望ましい。
- カテゴリA案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公開してよいことが保証されていなければならない。

- 1 ● 環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが
2 望ましい。

3
4 環境アセスメントに記載する事項に関する別表とは、例えば、世界銀行が示してい
5 るようなもの（別添1）であり、OECDや世界銀行等の経験を踏まえて作成し、明示す
6 ることが重要である。

7 8 3.7.4 「既存の環境アセスメント報告書の扱い」

9 10 「既存の環境アセスメント報告書の扱い」

11 先に述べたように、国際協力銀行は、その業務の性格上、事業への関与は融資要請
12 がなされてからであることが多く、事業形成に積極的に関わることはまれなため、銀
13 行が関わった時点では既に何らかの環境アセスメント報告書が作成されていることが
14 考えられる。

15 このような場合は、既存の環境アセスメント報告書を活用することが効率的である
16 が、当該環境アセスメント報告書は、ガイドライン上の要求事項が満たされていない
17 ことも想定される。このような場合、別途提出される文章等で補うなどの柔軟な措置
18 が必要と考えられる。

19 20 3.7.5 「特殊な案件に関する環境レビュー」

21 研究会で議論された、

- 22 ● 複数フェーズに分かれている案件
23 ● 他の金融機関等との協調融資案件
24 ● エンジニアリングサービス借款等

25 に関しては、特別の扱いが必要と考えられるため、「特殊な案件に関する環境審査」
26 として、以下のように、ガイドラインに位置づけることも一案である。

27 「特殊な案件に関する環境レビュー」

- 28 ● 複数フェーズに分かれている事業の場合、累積的影響を考慮して、最初
29 のフェーズに関する環境レビューは、事業計画全体の環境影響を想定し
30 て、環境社会配慮を行うことが望ましい。これに続くフェーズの場合、
31 最初のフェーズの情報を活用しつつも、フェーズ毎に環境レビューを行
32 う。
- 33 ● 他の金融機関等と協調融資を行う案件については、その金融機関等との
34 環境社会配慮に関する情報の交換を行い、これを参考とする。
- 35 ● 調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリングサービス借款（ES
36 借款）については、カテゴリBとして環境レビューを行うが、その際、
37 ES借款の結果作成される計画等に基づく事業の影響についても合理的に
38 可能な範囲でレビューすることとする。また、ES借款の結果作成される
39 計画等に基づく事業に十分な環境社会配慮が必要な場合、ES借款を得よ
40 うとする調査・設計等に、環境社会配慮が統合されなければならない。

1 3.8 「情報公開と協議」

2 3.8.1 情報公開と協議の基本的考え方

3 国際協力銀行の情報公開と協議に関する基本的考え方を明らかにしておくことが有
4 用と思われる。

5 国際協力銀行では、情報公開法に準じ、近い将来、開示請求に対する応答として情
6 報開示の手続が導入される見込みである。また、円借款案件については、要請案件の
7 概要というべきロングリストの公開が進められており、また、融資決定案件の概要に
8 ついても融資契約（L/A）締結後に事前評価情報として公開されることとなった。

9 これを前提としつつ、開示請求に基づく情報公開とは別に、環境社会配慮のために
10 は、環境レビューや案件監理のプロセスの一環として、国際協力銀行が能動的かつタ
11 イムリーに情報を公開する手続が必要である。

12 すなわち、国際協力銀行のアカウントビリティを確保するとともに、第3者等から
13 の有益な情報提供を求め、多様な意見をもとに融資等に関する適切な判断を行うこと
14 により、環境社会配慮の十全性を確保することが期待されるからである。また、この
15 ような情報公開は、事業の社会的合意の確保に関し、事業者、相手国政府、地域住民
16 等の見解が相違している場合に、異議申し立ての機会を提供することにもなる。

17 なお、このような国際協力銀行の情報公開に関して、途上国等に対し十分な理解を
18 求める期間をおくなどの配慮が必要と考えられる。

19 具体的には、以下のような基本的考え方が適当と考えられる。

20 **「情報公開と協議に関する基本的考え方」**

- 21 ● 国際協力銀行は、環境レビュー及び案件の監理において様々な意見・情
22 報を考慮に入れるため、関係機関、NGO、地域住民、その他の人々からの
23 情報提供を歓迎する。
- 24 ● これらの第3者からの情報提供が早期に行われることを促進するととも
25 に、環境レビューのアカウントビリティ及び透明性を確保するため、環
26 境レビューに関し重要な情報は、環境レビュー期間中に際し、適切な手
27 続と機会を設けて公開する。
- 28 ● 国際協力銀行は、必要に応じ、関係機関、NGO、地域住民等の意見を求め
29 ることがある。
- 30 ● 以上に規定するほか、第3者に対し、求めに応じて国際協力銀行は可能
31 な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。

32

33 3.8.2 情報公開の時期と内容

34 第3者からの情報提供の促進に資するよう、情報を公開する時期と提供する内容を
35 ガイドラインで明示しておくことが適当である。

36 環境レビューに資するよう、1) なるべく早期に外部から情報を得るため、環境レ
37 ビューを開始した案件の概要を公開する機会を設けるとともに、2) なるべく具体的
38 な環境社会配慮に関する情報を公開する機会を設けることが適当である。また、外部
39 からの情報提供に対するフィードバックであるとともに、事業開始後の情報提供を促
40 進するため、3) 銀行の意思決定への環境社会配慮の反映結果を公開する機会を設け
41 ることが適当である。

42 開始時期は、あまりに早期であると、審査しない可能性の案件も含まれたり、情報

1 が具体的な形をとっていないことから実際的ではないため、ここではスクリーニング
2 後とした。具体的には、現在の銀行の業務実態、第3者等から情報が提供される実効
3 性、業務の効率性の観点から検討し、以下のような規定とすることが適当と考えられ
4 る。

5 なお、情報提供に基づく協議については、特に期限や手続を定めずとも国際協力銀
6 行で、アドホックに対応することが可能であろうから、特段の記述は検討していない。

8 「情報公開の時期と内容」

- 9 ● 国際協力銀行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち十分な時間的余
10 裕を持って、以下の時期及び内容で情報を公開する。
 - 11 ▶ 国際協力銀行は、カテゴリ分類を終了したときはできるだけ速やかに、
12 案件の概要に関する情報（名称、場所、実施者、事業概要、資
13 金規模、想定される融資等の種類、想定される主要な環境影響など
14 カテゴリ分類の根拠となった情報）及びカテゴリ分類の結果を公開
15 する。
 - 16 ▶ カテゴリA案件については、借入人等から環境アセスメント報告書
17 及び相手国政府等の環境応諾証明書等の提出があったときには、速
18 やかにこれらの報告書等を公開する。
 - 19 ▶ カテゴリB案件については、借入人等から環境社会配慮に関する主
20 要な文書が提出されたときは、速やかにこれを公開する。
- 21 ● 環境レビューの結果が意思決定に反映されていることを示す文書（例え
22 ば円借款における事前評価書あるいはこれに類するような文書）を融資
23 契約締結後に公開する。

24 なお、これら、環境アセスメント報告書や環境社会配慮に関する主要な文書等につ
25 いては、第3者等の情報提供を促し、これを勘案する余裕を確保するため、国際協力
26 銀行が役員会等で融資等の意思決定を行う前に十分な期間を確保して公開することが
27 重要である。

28 他の機関等の規定（意思決定にあたって、IBRD、IDAは120日前、IFCは少なくと
29 も60日前、カナダEDC及び豪州EFICは45日前に公開し協議を行っている）に勘案し、
30 国際協力銀行は、例えば、少なくとも意思決定（役員会決定）の45日前までに公開
31 するなど期間をガイドラインで明示することが望ましい。

32 商業上の秘密に係る情報が、借入人等から提出される情報に含まれる可能性がある
33 が、これをもって当該情報を公開しないのは適当ではない。例えば、既に米国輸銀で
34 実績があるように、環境に関する情報書類は公開を前提として商業上の秘密に関する
35 情報を予め除いた上で提出するよう、借入人等に要求するなどの方法により情報の公
36 開を行うという方法がある。

38 3.9 「意思決定、融資契約等への反映」

39 3.9.1 意思決定、融資契約等への反映の基本的考え方

40 銀行の意思決定、融資契約等への反映について基本的な考え方を明確化することが
41 適当である。モニタリングのところで述べるように、特に融資契約等には、借入人や
42 事業者等に課す条件や、貸し方の権利行使として環境社会配慮に関する銀行の関与を
43 位置づけるという、借入人等の環境社会配慮の担保に極めて重要な役割を果たすこと

1 から、具体的な考え方を示すことが望ましい。

2 なお、融資契約等の内容は借入人等と国際協力銀行の交渉の結果として得られるもの
3 であり、ガイドラインで予め内容を規定しておくことは困難であることに留意が必要
4 である。

5 ガイドラインで、具体的に以下のような記述をおくことが適当である。

7 「意思決定、融資契約等への反映」

- 8 ● 国際協力銀行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する。国際協力銀行は、
9 案件の環境社会配慮が適切ではないために、事業
10 が環境・社会に望ましくない影響を与えると考える場合、融資等を行わ
11 ないと意思決定することもあり得る。
- 12 ● 環境社会配慮を確実に借入人や事業実施者等が実施するために必要な場
13 合、融資契約あるいはこれに付随する文書に環境社会配慮上の条件を明
14 記する。
- 15 ● このような条件としては、以下のようなものを含みうる。
 - 16 ➤ 借入人等が行う環境社会配慮についての対策やモニタリング、これ
17 らについての国際協力銀行への報告、環境社会配慮に関する問題が
18 生じたときの国際協力銀行、借入人等、住民等の間での問題解決方
19 法等。
 - 20 ➤ 予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないお
21 それがある場合について国際協力銀行に報告すること。
 - 22 ➤ 環境社会配慮に関し、借入人以外の者の役割が重要である場合は、
23 これらの者も含めて協定等を結ぶこと。
 - 24 ➤ 融資実施後に、この条件が満たされないことが明らかになった場合、
25 または、借入人や事業実施者が本ガイドラインの要求事項を満たし
26 ていないと銀行が考えた場合、あるいは、借入人等が環境レビュー
27 に際して正しい情報を提供していなかったことが明らかになった場
28 合に、国際協力銀行は、融資の停止あるいは破棄を行うことがある
29 こと。

31 3.9.2 プレッジとの関係について

32 プレッジと国際協力銀行の意思決定について整理しておきたい。円借款等において
33 は、国際協力銀行の意思決定とは別に、日本政府による相手国政府への事前通報（ブ
34 レッジ）が行われる。

35 プレッジは、条件が整った場合には借款を行うという政治的意図表明であり、法的
36 なコミットメントではない。しかし、仮にプレッジを行った後で、国際協力銀行が異
37 なる意思決定を行うことは、一般的に相手国や借入人等との関係から適切とはいえな
38 い。したがって、国際協力銀行の環境レビューの独立性を確保するため、プレッジは、
39 環境レビューを経た国際協力銀行の意思決定後に行われるべきである。

41 3.10 モニタリング及びフォローアップ

3.10.1 モニタリングの意義

モニタリング及びフォローアップの主要な目的は、事業開始後において、予め予測が困難であった事態の発生の有無、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果を確認し、その確認の結果に基づき、事業へ適切なフィードバックを行い、適切な対策がとられるようにすることである（以降、フォローアップも含めてモニタリングという）

また、モニタリングによって得られた経験によって、将来の環境社会配慮や計画の質の向上に資することが期待できる。

3.10.1 事業者等によるモニタリング

このようなモニタリングは、事業者が、その責務として、事業の一環として計画的に取り組むことが重要である。このため、銀行は、その事業者等によるモニタリングが必要であると考えられる場合には、環境レビューにおいてこれを確認するとともに、これを条件として融資等を行うことが有効であろう。

3.10.2 銀行によるモニタリング

必要に応じて、環境社会配慮の達成状況や事業実施者の取り組み状況等事業者が行ったモニタリングの結果について、銀行がモニタリングを行い、銀行としての対応を検討し、実施することも重要である。銀行によるモニタリングは、借入人等から特別な報告を求めると、銀行が自ら調査を実施することなど様々なものを含みうる。

一方、すべての案件について銀行がモニタリングを行うことは、効率的でも現実的でもない。

したがって、環境レビューにおいて、事業者等が環境社会配慮を確実に実施しているかどうか確認するために、銀行としても事業者等に対するモニタリングを行うことが重要であると考えられる場合には、銀行と借入人等とで、その方法について合意し、これを条件として融資等を行うことが有効であろう。

一般的にモニタリングが必要と考えられる案件について、その程度毎に、具体的内容と体制、及び銀行の関与について、グッドプラクティスで例示しておくことも有益であろう。

3.10.3 銀行による調査と対応

事業者からの報告、他からの情報提供等の情報に基づき、銀行が環境社会配慮の実施状況について確認し、銀行は借入人等に対し、銀行が調査を行うことに対する協力を求めることがありうる。このようなケースを明記することが必要である。なお、予め合意がない場合は協力の要請にとどまることに留意する必要がある。

これらの情報、この要請に対する借入人等の対応、あるいは、銀行が行った調査の結果に基づいて、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合には、銀行は借入人等に対し、適切な対応を求めたり、貸し出しの停止等の銀行側の措置を検討することがありうることも明確にしておく必要がある。

3.10.4 紛争等への対応

事業を開始してから、予見されていなかった影響が生じたり、事業者や相手国政府等と地域住民等の間で、意見の対立や紛争が生じ、当事者同士での解決が困難な場合（以下紛争等という）への対処方法が大きな課題と認識されている。

第一義的には、特に大規模な非自発的移住を伴うケースなど、このような状態を想定して備えておく方が望ましい場合には、予め当事者間で調整や紛争解決のメカニズ

1 ムを策定し、合意しておくことが重要であり、そのような事例も見られるところであ
2 る。

3 一方、このような予見が銀行の環境レビュー段階では得られなかった場合に、不幸
4 にしてこのような状態に至り、銀行としても看過し得ない場合には、銀行として調査
5 等を行い、関係者に働きかけを行うこととなる。

6 このような働きかけの実効性を確保するため、このような場合に、銀行が貸し方の
7 権利行使として、調査を行いその結果に応じて、融資の停止等を含む必要な措置がと
8 れることが重要である。このためにも、必要な場合には、先にのべた銀行も含めたモ
9 ニタリングとフォローアップの方法を融資等の条件としておくことが重要である。

10 3.10.5 モニタリングとフォローアップの記述

11 以上を踏まえ、ガイドラインでは、モニタリングとフォローアップについて、以下
12 のような記述をおくことが重要である。

13 「モニタリングとフォローアップ」

- 16 ● 事業開始後において、事業者等が、予め予測が困難であった事態の発生
17 の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、そ
18 の結果に基づき適切な対策をとること（以下、フォローアップも含め単
19 にモニタリングという）が重要であることを銀行は認識する。
- 20 ● 効果を把握しつつ緩和対策を実施すべき案件など、事業者等による十分
21 なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合
22 は、事業計画にモニタリング計画が含まれていること、及び、その計画
23 の実行可能性を銀行は環境レビューで確認する。
- 24 ● カテゴリA、または、カテゴリBに分類される案件であって、借入人等
25 から事業の進捗状況や完了に関する報告書等が提出される場合には、こ
26 れらの報告書に環境社会配慮に関する事項（生じた影響及びその程度、
27 予め計画された対策及び実施された対策、対策の結果に関する評価など）
28 が述べられていなければならない。
- 29 ● 事業者によるモニタリング結果は、地域住民等ステークホルダーに公開
30 されていることが望ましい。
- 31 ● 事業者等が環境社会配慮を確実にしているか確認するために、銀行として
32 もモニタリングを行うことが重要であると考えられる場合には、銀行と
33 借入人等とで、モニタリングの方法について合意し、これを融資等の条
34 件とするよう努める。なお、銀行によるモニタリングは、借入人等から
35 特別な報告を求めること、銀行が自ら調査を実施することなど様々なも
36 のを含む。
- 37 ● 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの指摘があった場合に
38 は、国際協力銀行は、その指摘を借入人に伝達するなどの方法により事
39 業者等による適切な対応を促すよう努める。
- 40 ● 融資実施後、事業者等からの報告、銀行によるモニタリング等の結果、
41 他からの情報提供等の情報に基づき、必要に応じ、銀行が環境社会配慮
42 の実施状況等について確認するため、銀行は借入人等に対し、銀行が調
43 査を行うことに対する協力を求めることがある。
- 44 ● これらの情報、この要請に対する借入人等の対応、あるいは、銀行が行

1 った調査の結果に基づいて、環境社会配慮に関し事態の改善が必要である
2 と判断した場合には、銀行は借入人等に対し、適切な対応を要求する
3 こと、あるいは、融資の停止等の銀行側の措置を検討することがある。

4
5 (以降は、ドラフトグループによって検討中の項目)

6 3.11 ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

7 3.11 適切な実施・遵守の確保のための方策

8 3.12 異議申し立てへの対応

9 3.12.1 事業者等に対する異議申し立て

10 3.12.2 銀行に対する異議申し立て

11 3.13 実施のための組織・体制・能力形成

12 3.13.1 組織・体制

13 3.13.2 環境社会開発室の役割

14

15 3.12 ガイドラインの実施時期

16 3.13 経験等の共有とグッドプラクティスの充実

17 3.14 ガイドラインの見直し

18 3.15 借入人等への支援

19

20

4
5 これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは
6 限らない。

7
8
9 **カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書の内容**
10 **容**

11
12
13 1. カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書ⁱは、案件に関わる重要な環境問題
14 に焦点を合わせている。報告書の範囲および緻密度は、その案件が与える影響に比
15 例すべきである。世界銀行に提出される報告書は、英語、フランス語、またはスペイ
16 ン語で作成され、概要は英文で作成される。

17
18 2. EA 報告書は以下の項目を含む。(順不同)

19
20 (a) **概要.** 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。

21
22 (b) **政策的、法的、および行政的枠組み.** EA が実施された状況の政策的、法的、お
23 よび行政的枠組みを述べる。共同融資者の環境要件を説明する。当該国が参加す
24 る国際環境協定について案件に関係するものを記述する。

25
26 (c) **案件の記述.** 提出案件、およびその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を
27 簡潔に記述する。案件現場外で必要となり得る投資(専用パイプライン、アクセ
28 ス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料および製品保管施設等)についての記
29 述も全て含まれる。移住計画または先住民族発展計画の必要性を明らかにするⁱⁱ。
30 (下記(h)、(v)も参照。)通常、案件現場と案件の影響範囲を示す地図を含む。

31
32 (d) **基底情報.** 調査範囲の広がり进行评估し、関連する物理的、生物学的、また社会
33 経済的条件を記述する。案件が開始する前から予期されている変化も記述に含む。
34 また案件範囲内での、しかし案件とは直接関係のない、現在進行中及び提案中の
35 開発行為も考慮にいれる。ここで与えられる情報は案件の位置、設計、運営、お
36 よび緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度、
37 および情報源についても、この節に記される。

38
39 (e) **環境への影響.** 案件が与える好影響と悪影響を、出来る限り定量的に予測し
40 評価する。緩和策、および緩和策実施後も残存した悪影響を同定する。環境を向
41 上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落、
42 および予測値に伴う不確定性、を認知、評価する。また、それ以上の配慮を必要
43 としない項目を特定する。

44
45 (f) **代替案の分析ⁱⁱⁱ.** 提案案件の位置、技術、設計、運営についての有効代替案を
46 「案件を実施しない」案を含む それぞれの代替案が環境に与える影響、その影

1 響の緩和可能性、初期および経常経費、地域条件への適合性、および代替案が必要とする制度的条件・研修・モニタリングの必要性、に関して、系統的に比較する。
2 各代替案について、環境への影響を可能な限り定量化し、有効な場合は経済
3 評価も添える。特定の案件設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル
4 および汚染防止・削減策の正当性を示す。
5

6
7 (g) 環境管理計画(EMP)。緩和策、モニタリング、および制度の強化を扱う。OP 4.01,
8 Annex C 中の概要を参照。

9
10 (h) 添付書類。

11
12 (i) EA 報告書作成者リスト 個人並びに機関。

13
14 (ii) 参考文献 文書 既出版・未出版含む。予備調査に使用されたもの。

15
16 (iii) 機関間打合せおよび協議会の記録。影響を受ける人々並びに地元の非政府
17 団体 (NGOs) がもつ、情報に基づく見解を得るために行われた協議会の記
18 録も含む。協議会 (実地調査) 以外の方法で影響を受ける人々並びに非政府
19 団体の見解を得た場合にはその方法も記録につけられる。

20
21 (iv) 参照されるべき、もしくは本文中に概要が載せられた関連情報を示す表。

22
23 (v) 関係報告書のリスト (移住計画、先住民族発展計画等)。
24
25

ⁱ カテゴリー-A 案件のための EA 報告書は通常環境影響評価書であり、妥当だとされる場合そこへ他の文書の項目が加えられる。カテゴリー-A 業務のための報告書は全て本添付書類に記述されている項目を使用するが、カテゴリー-A セクターEA および地域別 EA に関しては、異なる見地や項目間での強調が必要とされる。様々な EA 文書の項目や焦点に関する詳しい手引書は環境部門委員会が提供している。

ⁱⁱ OP/BP 4.12 強制移住(近日発表)並びに OD 4.20 先住民族を参照。

ⁱⁱⁱ あるセクターにおける広域的開発案(例えば、予想電力需要を満たす代替方法)がもつ環境面での意味は最小コスト計画法またはセクターEA によって最もよく分析される。ある地域での広域的開発案(例えば、農村部における生活水準向上のための代替戦略)がもつ環境面での意味は地域開発計画または地域的 EA によって最もよく言及される。環境影響評価書は通常与えられた案件概念の枠内(例えば、地熱発電、または局所的エネルギー需要を満たすことを目的とした案件)で代替案の分析をするときに最も適している。